

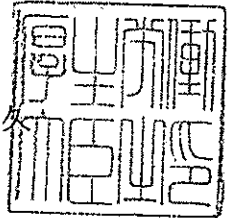
厚生労働省発職 0327 第 4 号

平成 27 年 3 月 27 日

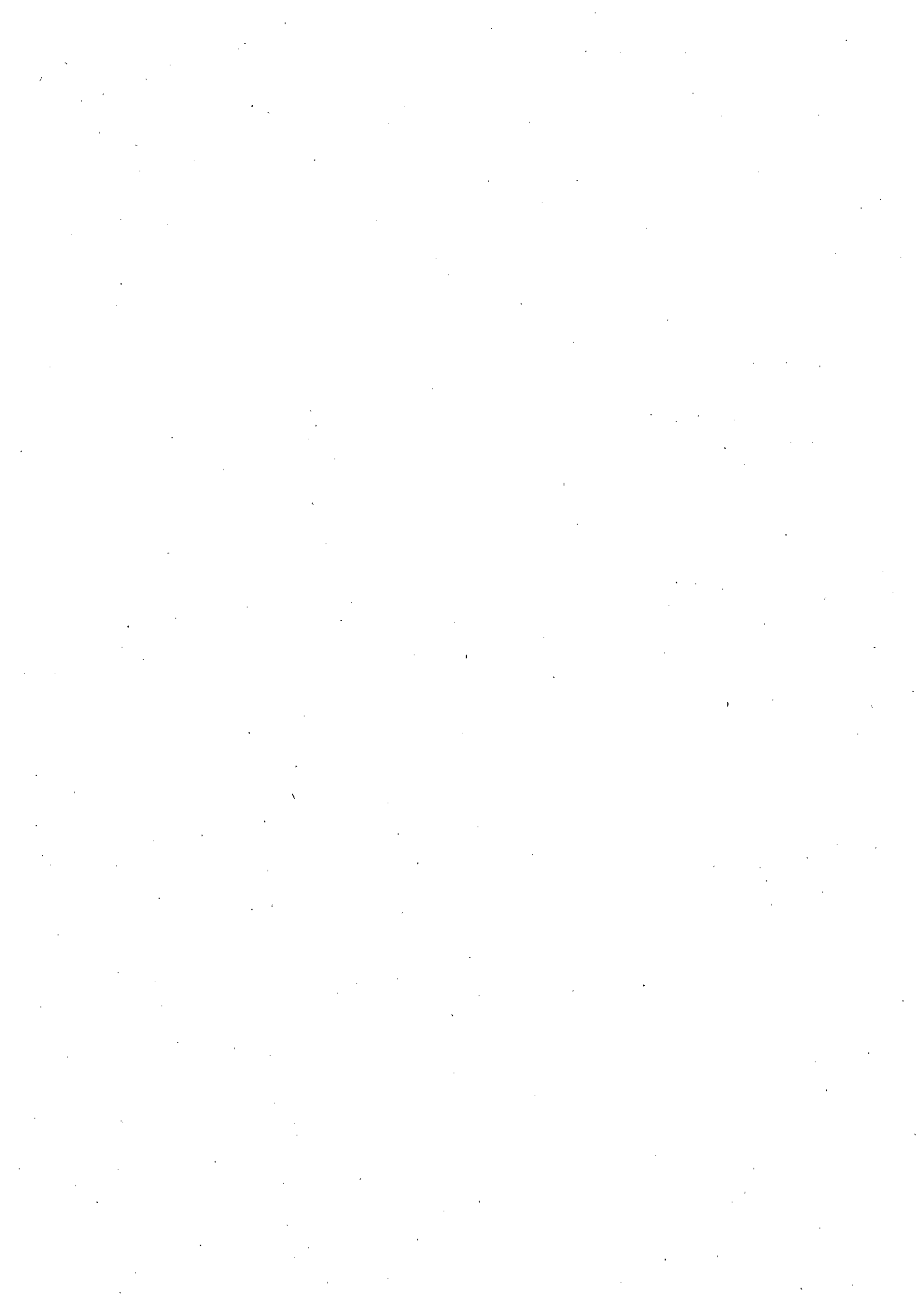
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙 1 「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「雇用保険法施行規則第 110 条の 3 第 1 項第 1 号への規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。



雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要

綱(案)【予算成立後施行分】

(職業能力開発局関係)

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇六 (略)

七 キャリアアップ助成金制度の改正

(一)・(二) (略)

(三) 人材育成コース

イ 中小企業事業主が実施する有期実習型訓練(実習に限る。)の助成額を七百円から八百円に引き上げるものとする。

ロ 育児休業中の有期契約労働者等が一般職業訓練を受けることを支援する事業主に対し、当該訓練に要した経費の一定額の助成を行うものとする。

八 (略)

九 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

(一) 認定訓練助成事業費補助金について、平成三十二年三月三十一日まで、建設又は介護の事業に係る認定訓練について、都道府県が行う助成等に係る額が補助対象経費の三分の二に満たない場合に、その不足額を交付することができるものとする。

(二) 東日本大震災に伴う特例措置の延長

特定被災区域内の事業主を対象とする特例措置について、平成二十八年三月三十一日まで延長するものとする。

十 キャリア形成促進助成金制度の改正

(一) ものづくり人材育成訓練を受けさせる事業主又は事業主団体等に対する助成制度を創設し、次に掲げる額の合計額を支給するものとする。

イ ものづくり人材育成訓練に要した経費の二分の一（中小企業事業主及び事業主団体等にあつては、三分の二）の額

ロ ものづくり人材育成訓練を受ける期間中に支払った賃金の額のうち、一時間あたり四百円（中小

企業事業主にあつては、八百円。

ハ ものづくり人材育成訓練（実習に限る。）の実施時間数に四百円（中小企業事業主にあつては、七百円）を乗じて得た額

(二) 若年人材育成型訓練及び熟練技能育成継承型訓練について、中小企業事業主以外の事業主を助成の対象とするものとする。

(三) 育休中・復職後等能力向上型訓練について、経費助成率を現行の三分の一から二分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一から三分の二）に引き上げるものとする。

(四) 団体等実施型訓練について、助成の対象となる訓練に、育児休業の者若しくは育児休業後に復職した者又は育児等を理由とする離職後に再就職した者に対する訓練を追加するものとする。

(五) 特定被災区域内の事業主等を対象とする特例措置について、平成二十八年三月三十一日まで延長するものとする。

十一 企業内人材育成推進助成金制度の創設

(一) 企業内人材育成推進助成金を創設するものとする。

(二) 企業内人材育成推進助成金について、次のとおり支給するものとする。

イ 能力評価の基準に準拠した職業訓練等又は能力評価を行うための措置等を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた事業主に対し、当該措置の適用を受ける労働者の数（十人までに限る。）に二万五千円（中小企業事業主にあつては、五万円）を乗じて得た額に二十五万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）を加えた額を支給するものとする。

ロ キャリア・コンサルティングの活用による労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発等を促進する措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた事業主に対し、当該措置の適用を受ける労働者の数（十人までに限る。）に二万五千円（中小企業事業主にあつては、五万円）を乗じて得た額に十五万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）を加えた額を支給するものとする。

ハ ロの措置の促進に資する取組を実施した事業主に対し、当該措置の適用を受ける労働者の数（十人までに限る。）に七万五千円（中小企業事業主にあつては、十五万円）を乗じて得た額を追加で支給するものとする。

二 技能検定を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発等を促進する措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた事業主に対し、当該措置の適用を受ける労働者の数（十人までに限る。）に二万五千円（中小企業事業主にあつては、五万円）を乗じて得た額に十万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）に加えた額を支給するものとする。

ホ 構成事業主の雇用する労働者を対象としたイの措置を構成事業主に行わせ、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた事業主団体に対し、当該措置の導入の支援に要した費用の額の三分の二に相当する額（その額が五百万円を超えるときは、五百万円）を支給するものとする。

十二（略）

第二（略）

第三 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。

